四、会社ハ本日ヨリ就業ヲ開始スルコト

五、本事件中発生シタル解雇ハ全部之ヲ撤回シ解雇セラレタル者ハ原職ニ復帰セシムルコト

六、前項ノ撤回ニ関シ組合ハ会社ニ対シ何等ノ異議ヲ申立テサルコト

七、会社ハ組合ノ要求ニ鑑ミ現在ノ就業規則ヲ改正スルコト

八、会社ハ組合ノ名誉ヲ毀損スル如キ言動ヲ為サザルコト

但シ種々事情ニヨリ解雇ヲ必要トスル場合ハ此ノ限リニアラズ

前項ノ場合ニ於テモ解雇ニ付テハ組合ト協議スルコト

九、組合ハ会社ノ業務ニ支障ヲ来サヌ様ニ努ムルコト

一〇、本争議ニ関シ会社ハ組合員ニ対シ又組合員ハ会社ニ対シ刑事上又ハ民事上ノ責任ヲ問ハザルコト

一一、本協定中第二項及第三項ノ事実ニ付テハ本協定ノ成立ヲ条件トシテ之ヲ取消スルコト

一二、本協定ハ昭和五年十月一日ヨリ向フ一箇年間ヲ有効トス

但シ期間満了ノ一箇月前ニ至ルモ何レノ側ヨリモ改廃ノ申出ナキトキハ更ニ一箇年間効力ヲ有スルモノトス

以上

大都製鉄株式会社　取締役　鈴木和吉

同　取締役　中尾清一郎

同　取締役　鈴木忠

右全員代表者

大都製鉄株式会社労働組合　執行委員長　平松貞光

5.8.16
1544

労秘第二六八八号

昭和五年八月十三日

警視総監丸山鶴吉

内務大臣・安達謙蔵殿

社会局長官殿

神奈川県知事山脇治郎殿

南北両潜行労働争議ニ関スル件（第三報解決）

本月十日東京府下潜行業組合幹事長馬場伊之助ノ斡旋ニヨリ円満解決ヲ告ケタル旨ハ既報ノ通リニシテ本争議ハ爾後事業主ハ争議不参加就業ヲ統制ヲ結束ヲ固メ争議団ト対抗シ営業ヲ継続スル事ニ決シ争議団ノ要求ヲ容レス時ヲ経過スルニアリ一方争議団ニアリテハ各自妻子ヲ故郷ニ帰シメ争議費用ノ緊縮ヲ計リ飽迄目的貫徹ノ為メ抗争スヘシト称シ其間再三事業主ト交渉ノ労ヲ取リ来リシモ要求獲得ニ奔走セルカ事